

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(事業計画書作成者)

都道府県等の名称	島根県
所在地	島根県松江市殿町1番地
事業計画作成所属部局	地域振興部地域政策課エネルギー政策スタッフ
TEL	0852-22-6713
FAX	0852-31-7479

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

	H24~28
再生可能エネルギー等導入推進事業	
地域資源活用詳細調査事業	7,500
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	642,500
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	50,000
風力・地熱発電事業等導入支援事業	0
合計	700,000

再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（全体計画書）

（事業計画の概要）

計画の名称	しまね環境基金（島根県再生可能エネルギー等導入推進基金事業）		
事業の実施期間	平成24年度～平成28年度	交付対象	島根県、市町村、民間事業者
各種計画への位置づけ、その名称等	<p>（1）島根総合発展計画（平成20年3月策定、平成24年3月・第2次実施計画策定）</p> <p>本県では、中長期的な展望を示した総合的な戦略プランとして「島根総合発展計画」を策定し、概ね10年後の島根の将来像を想定し、政策の目的や取組みの方向、目標を掲げて各種施策に取り組んでいる。この中で「環境保全の推進」、「消防防災体制の推進」を施策の柱に掲げて、地球温暖化対策、防災対策を推進することとしている。また、本年度からの第2次実施計画のなかでは、新たに「再生可能エネルギーの利活用の推進」を施策の柱として位置づけ、積極的に取り組むこととしている。</p> <p>（2）第2期島根県環境基本計画（平成23年3月策定）</p> <p>「第2期島根県環境基本計画」は、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画として策定し、各種取組みを進めている。この計画の基本理念として「豊かな環境を守り、はぐくみ持続的に発展する活力ある島根をめざして」を掲げ、7つの基本目標を設定して計画を推進している。本基金事業は、7つの基本目標の一つ「地球環境保全の積極的推進」を実現するための地球温暖化対策の推進に寄与する取り組みとして位置づけるものである。</p> <p>具体的には、「しまねの地域特性を活かした新エネルギーの導入促進」として太陽光とともに中小水力、木質バイオマスの活用や風力発電など地域特性を活かした新エネルギーの導入促進を図り、本県の環境指標である「島根県内の温室効果ガスの排出量削減目標」に貢献することとしている。</p> <p>（3）島根県地球温暖化対策実行計画（平成23年3月策定）</p> <p>本県では、（2）の「第2期島根県環境基本計画」を実現するための具体的な計画として平成23年3月、「島根県地球温暖化対策実行計画」を定めている。この計画では、「低炭素社会の実現により持続可能な発展するしまねを目指す」とし、再生可能エネルギーの活用などにより化石燃料の使用量を減らす取組みを進めることとしている。</p> <p>島根県は豊富な森林資源に恵まれ、農村地域には多くの農業用水路を有し、風量にも恵まれているなど、木質バイオマスの活用や小水力発電、風力発電など地域特性を活かした新エネルギーの導入が期待されている。普及が進む太陽光発電とともにこうした特性を活かした新エネルギーの導入を促進することとしている。</p> <p>本基金事業をしまねの地域特性を活かした新エネルギー導入を促進する取組みの一環と位置づけて推進する。</p> <p>（4）島根県地域新エネルギー導入促進計画（平成11年3月策定・平成20年6月改定）</p> <p>本県ではエネルギーの安定供給や地球温暖化の原因となるCO₂削減の排出抑制を図るため、平成11年3月、「島根県地域新エネルギー導入促進計画」を策定した。その後、京都議定書の発効や「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（RPS法）の施行等を踏まえ平成20年6月に計画の改定を行った。</p>		

この計画は、「第2期島根県環境基本計画」、「島根県地球温暖化対策実行計画」等と連携して「島根総合発展計画」における施策「環境保全の推進」を実現するための実施計画として位置づけられている。

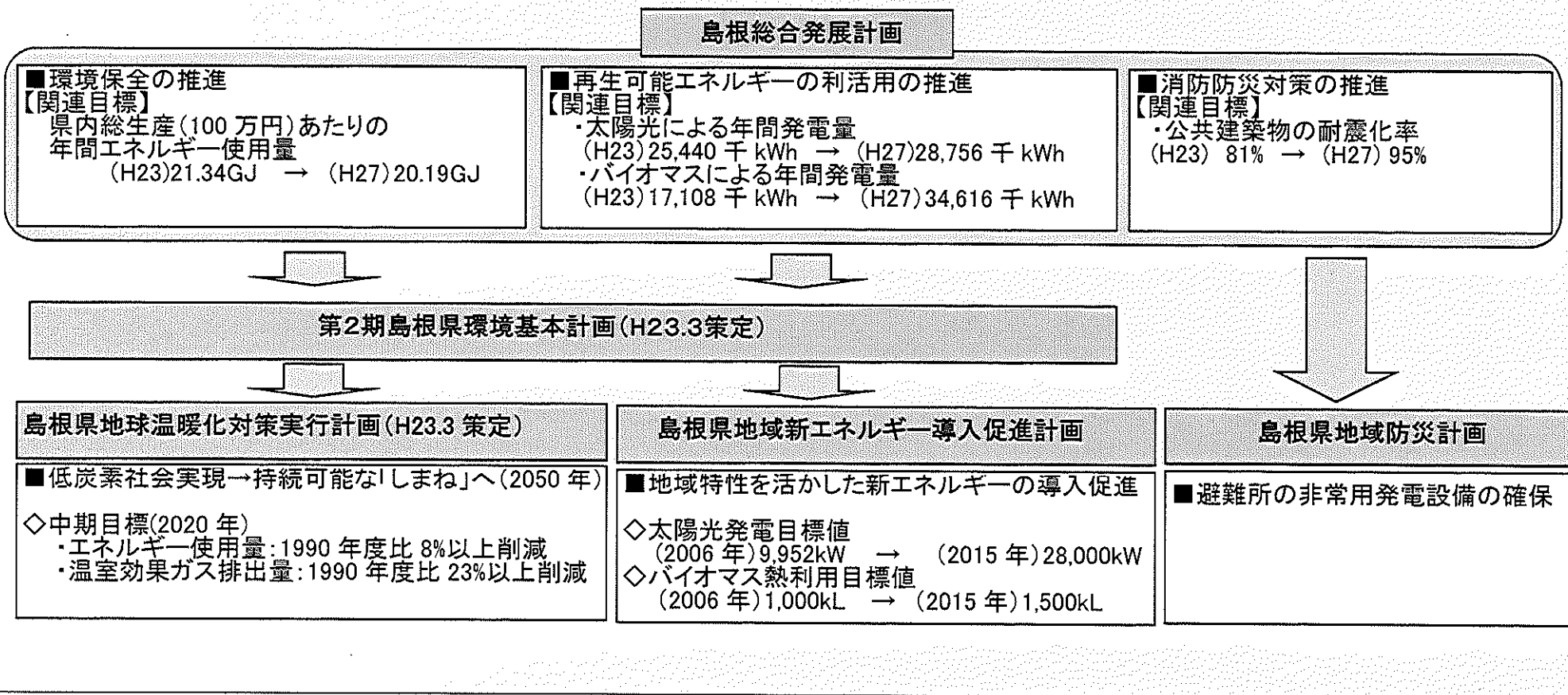
(5) 島根県地域防災計画

本県の地域防災計画においては、防災上重要な建築物として、防災上の拠点施設（災害対策の中核施設、災害対策の活動拠点）、多数の人を収容する建物、被災者の避難・救護施設を位置づけている。また、住民の避難施設の確保については市町村が市町村地域防災計画において避難施設等を位置付けている。

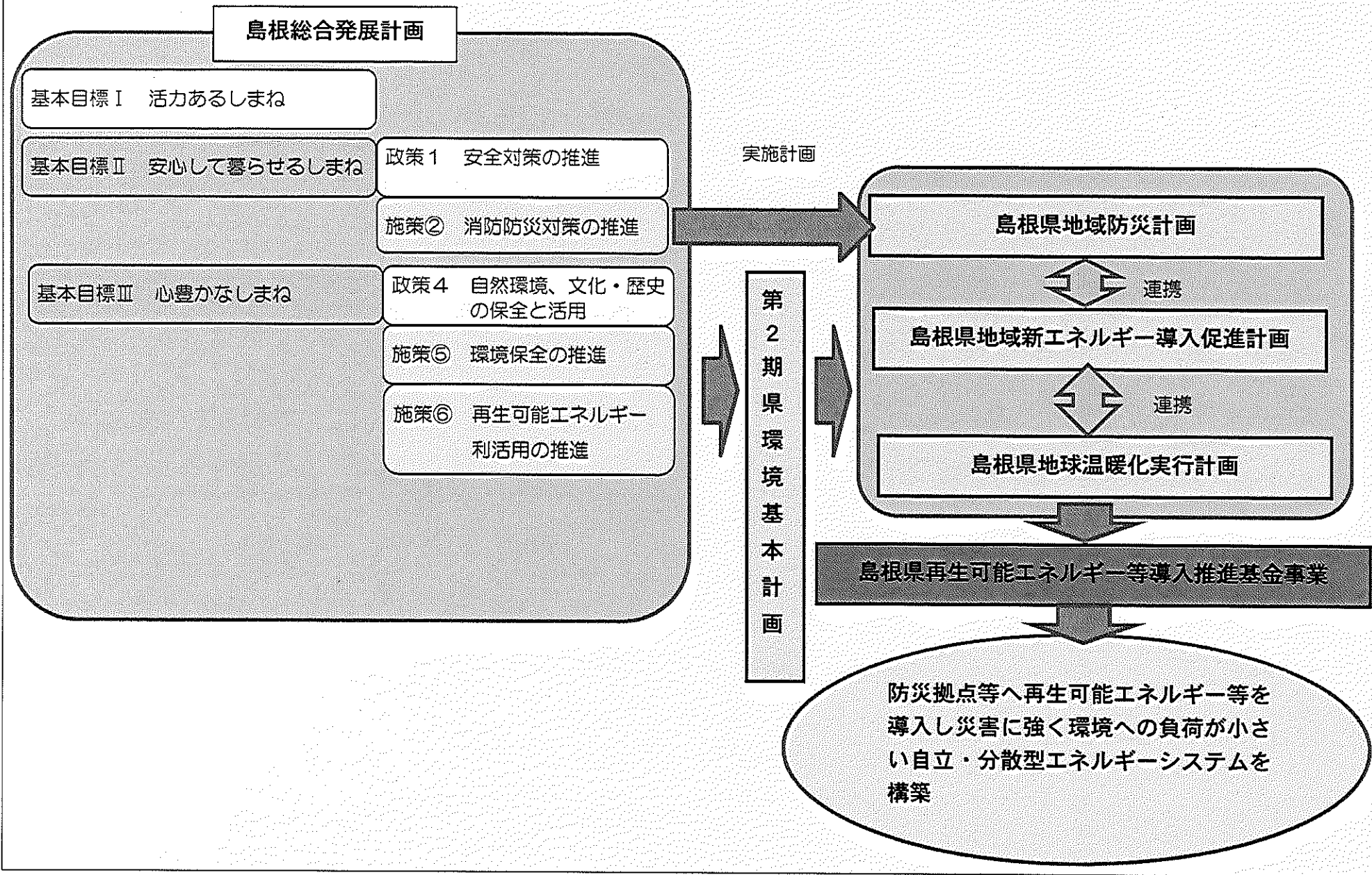
次に、県の地域防災計画では、災害の予防対策として防災拠点における非常用電源の確保に努めるとともに、災害時の避難所における夜間又は停電時における備えとして自家発電設備等の整備など照明対策を進めることとしている。

本基金による再生可能エネルギー等の導入は、東西に細長く、離島を抱える本県の地理的特性を踏まえつつ、こうした県及び市町村の防災拠点や避難所における災害時に有効な非常用電源確保の取組みとして推進する。

【計画の体系図】



《計画関係図》



計画の概要

(1) 現状分析及び課題

福島第1原子力発電所の事故やその後の電力不足の発生により、エネルギーに対する国民の関心が高まるなか、国において中長期的なエネルギー政策の見直しが進められている。こうしたエネルギー問題や従来からの課題である地球温暖化問題を背景として、省エネルギー、節電対策を強化しつつ太陽光等、CO₂の排出抑制につながる自然由来の再生可能エネルギーを増大させることが喫緊の課題となっている。

このようななか、本県では平成24年6月11日に「島根県再生可能エネルギー導入促進協議会」（以下、「再エネ協議会」という。）を設置し、県内市町村と連携して県内の豊富な地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に取り組むこととしている。この協議会において現状と課題を踏まえた今後の本県における再生可能エネルギー導入促進の方向性について意見交換を行うとともに、必要な各種調査等を行い、エネルギー源の多様化やエネルギーの安定供給、地域の防災力向上、地域経済活性化などを旨とする。また、平成24年度には新規県単独事業として「島根県再生可能エネルギー利活用総合推進事業」を創設し、個人住宅、事業所への太陽光発電設備等への助成や小水力、地熱の再生可能エネルギーポテンシャル調査などを行っているところである。

一方、公共施設への再生可能エネルギーの導入施設数をみると、十分に進んでいるとはいえ、災害時の非常用電源確保の観点から防災拠点となりうる公共施設への積極的な導入を進める必要がある。【防災拠点の公共施設数：2318、導入施設数：69】

こうした取組みを通じて地球温暖化対策の目標である温室効果ガス排出量1990年度比23%以上削減の達成にも一定の効果を期待する。

本県の省エネルギーに対する意向をみると、県民アンケート調査結果でも、省エネルギー機器や新エネルギーの導入意向が高いなど、地球温暖化対策の重要性は認識されつつある。しかし、現在の温室効果ガス排出量の状況、取組努力の成果や評価などが見える形で示されないと今後の取組の意欲に結びつかないことから、県民や事業者の取組成果を可能な限り“見える化”し、継続的な活動展開に結びつけていくこととしている。県民や事業者に対する具体的な取組としては、①わかりやすく継続的な行動につながる普及・啓発ツールの作成、②数値や事例に基づき実感できる省エネツールの作成、③計測機器の活用と省エネルギー診断やアドバイスによる取組支援等を行っていることとしている。

島根県内の温室効果ガス排出量の推移をみると、下表のとおり2008年度のCO₂排出量は、1990年度比約20.4%の増加となっているものの、2000年度比では約4%削減しており、一定の取組みの成果が発現しつつあり、今後も継続した取り組み及び効果が求められている。

表：島根県内の温室効果ガス排出量の推移（千t-CO₂）

		1990年度	1995年度	2000年度	2005年度	2008年度	1990年度比 2008年度伸び率
二酸化炭素	エネルギー起源	4,926	5,541	6,181	6,095	5,931	+20.4%
	産業部門	4,847	5,438	6,062	5,966	5,796	+19.6%
	運輸部門	1,716	1,717	1,881	1,814	1,845	+0.75%
	民生業務部門	1,489	1,698	1,681	1,521	1,394	-0.06%
	民生家庭部門	723	922	1,178	1,218	1,219	+68.6%
	廃棄物部門	919	1,100	1,321	1,413	1,338	+45.6%
	その他の温室効果ガス	79	103	119	129	135	+70.9%
その他の温室効果ガス		663	634	550	471	433	-34.7%

(2) 成果目標・成果指標

本基金事業は、島根総合発展計画、島根県地球温暖化対策実行計画、島根県地域新エネルギー導入計画及び島根県地域防災計画と整合性のとれたものとして取り組むこととし、次の3つの成果指標を設定する。

- ①導入した再生可能エネルギー等による発電量
- ②導入した再生可能エネルギー等によるCO₂削減量
- ③防災拠点における再生可能エネルギーの導入施設数

(3) 基金事業計画

①目的・概要

本基金の目的は防災拠点となりうる公共施設等への再生可能エネルギー等の導入を推進することにより、災害に強い地域づくりや自立・分散型のエネルギーシステムの構築、地球温暖化対策としての効果を目指すこととする。また、当該事業の実施を再生可能エネルギー等の全県的な展開の契機のひとつと位置づけて取り組む。

②事業執行の方針

本県は、東西に細長く離島を抱える地理的特性を有し、過去から全県域にわたり数多くの災害が発生している。最近10年間の災害の履歴をみても、すべての市町村において「大雨、台風、波浪、大雪、強風」のいずれかの災害が発生しており、災害に強いまちづくりに対する取り組み意識が高い。このため、本基金を活用した全県的な取り組みが望まれる。また、本基金事業を各市町村が今後の再生可能エネルギー導入の契機となる事業と位置づけ、導入した再生可能エネルギーと蓄電池設備の有効性を県内の各地域へ波及させ、災害に強い地域づくりに積極的に取り組む機運を醸成することにより、事業効果を最大限にすることをねらうものである。

各事業年度ごとに年次計画を策定し、成果目標の達成に向けて計画的に事業を執行することとし、必要に応じて年次計画を変更することなどにより、適切かつ着実な事業執行を行うこととする。

事業執行に当たっては、平成24年度に県内市町村と連携して実施する小水力、地熱のポテンシャル調査の結果等を踏まえ、基金の計画期間内において地域資源を活用した多様なエネルギーの導入に積極的に取り組むこととする。

③市町村との調整状況、資金の配分計画

全体計画の策定に当たっては、県としての事業実施方針を示した上で市町村としての要望内容を十分聞いて計画のとりまとめを行ったところである。

県と市町村は6月11日に設立した再エネ協議会において再生可能エネルギー導入を強力に推進することとしており、本基金事業について各市町村へ要望調査を行ったところ「時宜を得た取り組みであり、県と市町村で情報共有しながら取り組みたい」との意向であった。

今後、各市町村においては事業実施年度に事業実施計画を策定し、県において審査し、事業費の交付を行うこととしている。

資金の配分については、各市町村及び広域防災対策の観点から県の公共施設で整備を行うこととした。

④事業の選定方法、監理体制

基金事業の選定方法については、市町村事業実施分については市町村の主体的判断により地域の実情を踏まえ、箇所選定を行い、事業計画を策定する。それぞれが定める事業計画は、事業の効果的な実施や透明性確保の観点から県、市町村、有識者等で構成する「島根県再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会」を設置し、次の観点から事業内容について審査することとしている。

- 市町村における再生可能エネルギー等の普及率、取組み状況
- 導入する地区の過去の被災状況、災害時の脆弱性などの状況
- 導入する公共施設の地区において果たす役割
- 導入する再生可能エネルギー等の規模、機能の妥当性
- 運営体制、事業実施効果（CO₂削減効果など）の把握方法

【評価手順】

(1) 市町村等から県へ事業計画申請 → (2) 事業評価委員会の評価 → (3) 計画への評価結果反映 → (4) 事業計画の審査承認

⑤各事業メニューの概要

ア 地域資源活用詳細調査事業

本事業メニューにおいては、①事業計画策定や事業実施等に必要な調査、②事業評価委員会の開催、③その他事業の執行にあたって必要な経費の執行を行うこととしている。

イ 公共施設再生可能エネルギー等導入事業

災害発生時に防災拠点となる県や市町村の庁舎、警察署、消防署等施設及び地域の避難施設、避難所を中心に太陽光発電設備や蓄電池等の再生可能エネルギー等による発電システムを導入し、災害発生時の必要最低限の電力確保を図る。また、非常時に必要な電力量を抑制する観点からLED街路灯の設置などを進める。

(補助対象事業者) 県内市町村 (県：直接執行)

(補助率) 10/10

(限度額) 2,750万円/市町村

ウ 民間施設再生可能エネルギー等導入事業

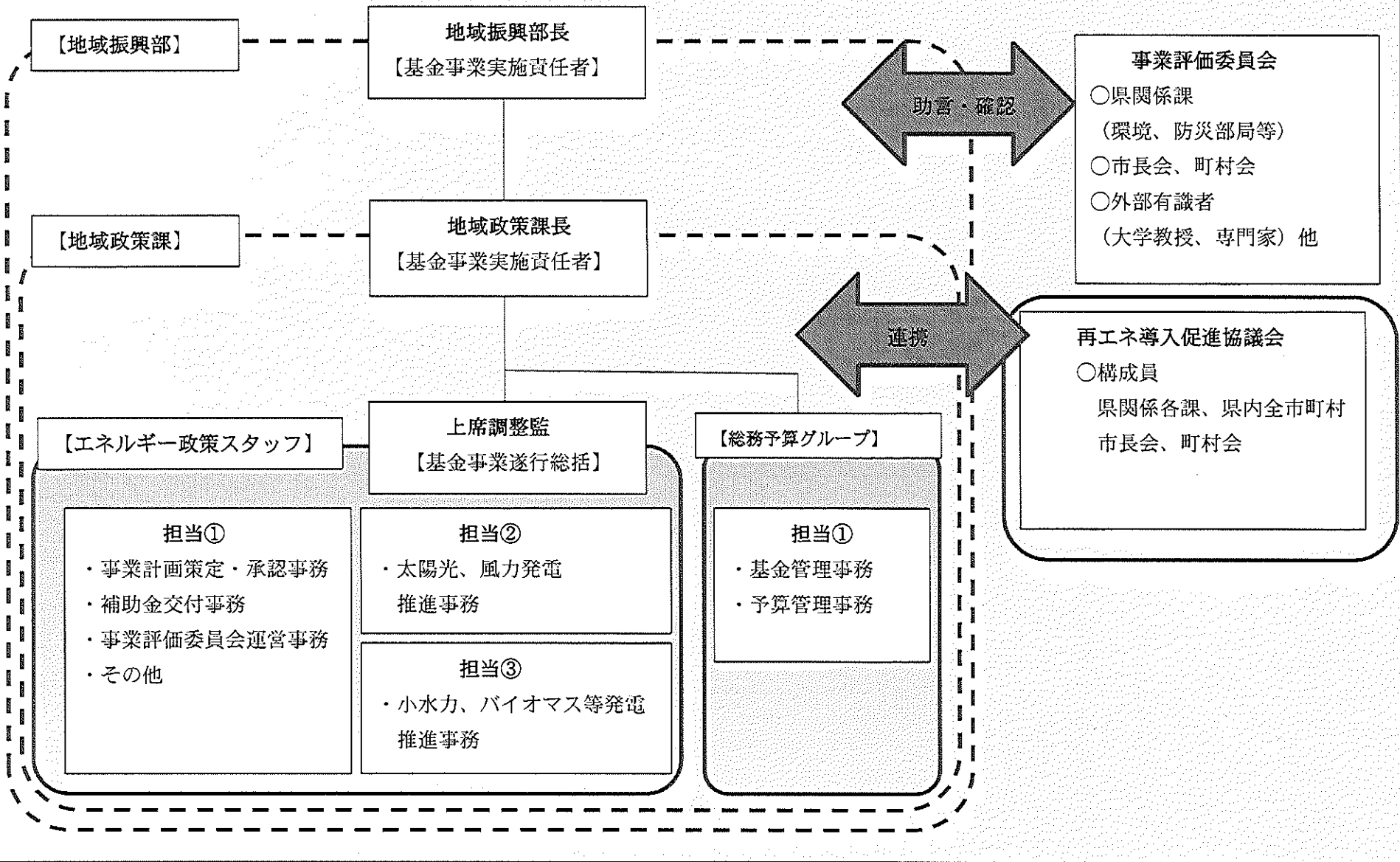
災害発生時に防災拠点となり得る民間施設に太陽光などの再生可能エネルギーと蓄電池等をセットにした発電システムを導入し、災害発生時の必要最低限の電力確保を図る。

(補助対象事業者) 県内民間事業者

(補助率) 1/3

(限度額) 1,000万円/事業者

○実施体制



計画の成果目標

(1) 成果指標及び設定の考え方

2の(2)で記載したとおり、県が定める各種計画の成果目標の達成に寄与するとの観点から次の3つを成果指標とする。

- ①導入した再生可能エネルギー等による発電量
- ②導入した再生可能エネルギー等によるCO2削減量
- ③防災拠点における再生可能エネルギーの導入施設数

(2) 成果目標

(1)で設定した成果指標に対応する成果目標は右表に示すとおり。

(3) 目標達成に向けたロードマップ

市町村計画分については、各市町村の実情に応じ、事業実施環境の整った市町村から個別具体の事業計画を策定し、順次事業を実施する。

県計画分については、圏域ごとのバランスを考慮し、個別具体の事業計画を策定し、事業を実施する。

(4) 事業実施後の評価方法

各年度における成果指標の達成率見込み等を調査し、事業評価委員会に概要を報告する。

項目	H24	H25	H26	H27	H28	合計
対象施設数	3カ所	11カ所	10カ所	3カ所	2カ所	29カ所
目標に対する導入割合	10.3%	48.3%	82.8%	93.1%	100%	
蓄電容量 (kWh)	35 kWh	165 kWh	125 kWh	60 kWh	35 kWh	420 kWh
再エネ発電量 (kWh)	26,275 kWh	131,463 kWh	168,610 kWh	52,550 kWh	31,530 kWh	410,428 kWh
再エネ設備の定格出力 (kW)	25 kW	125 kW	112 kW	55 kW	35 kW	352 kW
CO2削減量 (t-CO2)	19.1 t-CO2	94.7 t-CO2	122.7 t-CO2	38.3 t-CO2	23.0 t-CO2	297.8 t-CO2
補助金所要額効果 (千円/t-CO2)	3,678千円/t-CO2	2,827千円/t-CO2	1,744千円/t-CO2	2,063千円/t-CO2	3,000千円/t-CO2	2,351千円/t-CO2
県目標への貢献割合	0.0017%	0.0084%	0.0108%	0.0034%	0.0020%	0.0263%